

不利益処分の処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	督促
根拠法令(例規)及び条項	美唄市財務規則第 50 条第 1 項
法令(例規)番号	昭和 41 年 4 月 1 日規則第 4 号
関係条項	地方自治法第 231 条の 3 第 1 項 美唄市督促手数料及び延滞金徴収条例第 2 条
所管課係名	財政課財政係 ほか
処 分 基 準	<p>(督促、滞納処分等)</p> <p>第二百三十一条の三 分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の普通地方公共団体の歳入を納期限までに納付しない者があるときは、普通地方公共団体の長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。</p>
	<p>処分基準の未設定理由</p> <p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続—省略

不利益処分 of 処分基準

(平成 30 年 4 月 1 日作成)

処 分 名	延滞金の徴収
根拠法令(例規)及び条項	美唄市延滞金徴収条例第 3 条
法令(例規)番号	昭和 49 年 9 月 30 日条例第 22 号
関 係 条 項	地方自治法第 231 条の 3 第 2 項 同条例第 4 条
所 管 課 係 名	財政課財政係 ほか
処 分 基 準	<p>(延滞金)</p> <p>第 3 条 税外収入金の納入義務者(以下「納入者」という。)が、納期限後に税外収入金を納付する場合においては、当該未納金額に、その納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 14.6 パーセント(督促状を発する前の期間及び督促状を発した日から起算して 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント)の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金を加算して徴収する。</p> <p>(延滞金の端数計算)</p> <p>第 4 条 延滞金の額を計算する場合において、その計算の基礎となる未納金額に 1,000 円未満の端数があるとき、又はその全額が 2,000 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p> <p>2 延滞金の確定金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその全額が 500 円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。</p>
処分基準の未設定理由	<p>㊦：審査基準が法令及び条例等に定め尽くされているもの</p> <p>イ：処分実績がない又は将来的に見込みのないもの</p> <p>ウ：あらかじめ具体的な基準を定めることが困難なもの</p>
備 考	意見陳述の手続一省略